

令和6年7月

# 上天草市農業委員会会議録

令和6年7月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和6年7月10日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会  
日程第 2 議事録署名委員の指名について  
日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について  
日程第 6 議案第4号 非農地通知交付申請について  
日程第 7 報告第1号 許可不要転用届について  
日程第 8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長	山口 勝喜	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	水野 武晴
4番	磯田 清俊	5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治
9番	松本 光義	10番	濱崎 顯爾				

(事務局)

局長 小松野 洋己      主事 徳渕 麻子      主事 池林 真斗

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

8番 源 義通

## 1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和6年7月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いたします。

## 2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

本日は7月総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。

梅雨明けが待たれるところですが、現時点では大雨の被害などもなく、安心しているところです。厳しい暑さが続いておりますので、利用状況調査など現場へ出られる際には体調管理に十分注意されて業務にあたってください。

本日も慎重な審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。開会の挨拶に代えさせていただきます。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。7番、岩本委員、9番、松本委員、よろしくお願いいたします。

## 4 議 事

### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳測）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△、地目は畑、面積629㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約2.6kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、現時点では経営面積が0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自動車で5分程度であり、年間160日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら及びお手伝いの方と耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（山口）

申請番号1番について、推進委員の山口が説明します。

譲渡人は現在横浜在住の方です。譲受人は保育士ということですが、実際は、経営はまだされておられません。譲渡人の親族の方が（画面の）写真のとおり、タマネギのあとカボチャ等を作られております。毎年そういった感じで野菜等を作られておりますので、しばらくは譲渡人の親族の方にそのまま耕作をお願いし、そのあと譲受人が作付けをしたいというような方向で考えておられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

2番及び3番については、岩本委員が議事参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退室をお願いいたします。

（7番 岩本委員 退室）

議長（山口）	<p>それでは、2番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（徳淵）	<p>議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。</p> <p>申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和字□□□△△△△番、地目は畑、面積92㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から東の方向、直線距離で約3.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が1万615㎡です。労働力は1、農機具等は3です。権利の種類は、所有権の移転ですが、次に説明する□□△△△△番との交換によるものです。</p> <p>続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。</p> <p>全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自動車ですら3分程度であり、現時点の計画では年間180日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。地域との調和要件では、ダイコン等の野菜類を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。</p>
議長（山口）	<p>ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。</p>
推進委員（浦田）	<p>推進委員の浦田が説明します。</p> <p>きのう双方の当事者立ち会いのもとで現地確認を行いました。この件に関しましては、ハウスの横の畑と家の横の畑を便宜上、便利が良くなるということで、物々交換をしたいという申し入れであります。片方の物件には抵当権も付いておりますし、それぞれ面積も違いますが、双方納得のうえでの交換でありますので、問題はないと思われ。よろしくをお願いします。</p>
議長（山口）	<p>ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
議長（山口）	<p>ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。</p> <p>続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（徳淵）	<p>議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。</p> <p>申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和字□□△△△△番、地目は畑、面積286㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4</p>

～5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から東の方向、直線距離で約3.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が2,259㎡です。労働力は1、農機具等は2です。権利の種類は、議案1号2番の□□□△△△△番との交換による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自動車で1時間半程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定のことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、トマト・レタス・ナス等を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われまます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（浦田） 2番と同じ案件になりまして、本案件と物々交換したいということでの申請であります。先ほど言いましたように片方には抵当権もありますし、面積も違うんですけど、納得のうえでの交換でありますので、よろしくお願いします。

それと申請人の方につきましては、会社勤めをされておりますけれども、週3日の勤務ということで、あと週4日は農業に従事ができるということですので、よろしくお願いします。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） 異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

（7番 岩本委員 入室）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（山口） 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳淵） 議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦字□□△△△△番△、地目は畑、面積115㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約16.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、資金計画では自己資金額が土地購入費と造成費の合計を上回っており、問題ないと思われま

す。  
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、駐車場ですので給水は不要、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は敷地北側の水路に排水するとのことです。造成中、完成後の被害防除については、周囲への悪影響はなく、万一被害が発生した場合には申請人が責任をもって対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番（蓮田）

2号の1番について、席番1番、蓮田が説明いたします。

申請地はですね、□□から□□のほうに行きますと〇〇中学校前の信号機の付いた交差点から、市道を西のほうに約200m行ったところに〇〇公民館がございます。その隣の農地であります。

現在は、熊本市で会社経営をしていますが、土日はほとんど自宅のほうに帰っておられまして、現在の駐車場では足りないということで今度話がついたそうです。譲渡人と譲受人は、おじいちゃん達が兄弟で親戚になります。そういうことです。話も早く進んだのではないかと思います。隣接地は、ほとんど農地はありません。ほとんど見たとおり宅地のところ。進入道がないためですね、（画面の）手前に見えている〇〇川が3.5mぐらいの幅がありますけど、そこに橋を架けないと進入路がないということで、今、建設課のほうに申請して、それが済み次第、工事に取り掛かりたいということです。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

### 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（山口） 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林） 議案第3号、農用地利用集積計画（案）について、議案は6ページになります。

今回の集積計画は、利用権設定が1件となっております。土地の所在は、大矢野町中字□□□△△△△番△、地目は畑、面積1,401㎡です。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定します。

### 議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（山口） 続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕） 議案第4号、番号1番です。議案は8ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和字□□△△△△番、地目は畑、面積2,302㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、○○○○○から東の方向、直線距離で約5.6kmの辺りに位置しております。申請地の現況については画像のとおりで、雑木が生い茂っており、また、そこに到達する陸路が封鎖されているため、農地として利用することが困難であると考えられます。よって、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

7番（岩本） 7番、岩本が説明いたします。

この場所はですね、阿村まで続く九電の戸馳から来た電線の一部が上空に写っ

ております。先ほど事務局のほうから説明があったとおりですね、この手前の道路を封鎖する人間がいて、ここは何年か前から圃場に行けず、だんだん藪になって山林化して、先月も別案件で申請が出ておりましたが、まず非農地化するのが先決だろうということで、今回の申請となっております。この件については事務局も大変苦戦をしておりました。潮が引かないと行けない大変なところで、非農地化は避けられないと思います。以上です。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、議案第4号につきましては申請どおり承認することに決定します。

#### 報告第1号 許可不要転用届について

議長（山口） 続きまして、報告第1号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 報告第1号、番号1番です。議案は9ページです。  
届出人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□□□△△△△番外2筆、地目は畑、山林化した耕作放棄地です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約9.7kmの辺りに位置しております。届出事由は、苓北火力線電線張替工事のため、申請地合計837㎡に貨物モノレール等を建設するとのことです。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎） 報告第1号について、推進委員の岩崎が説明します。  
7月4日に松岡委員と共に現地確認に行ってきました。申請地は、□□から□□に続く国道266号線の八代海に面した道沿いにあります。申請地は数年にわたって耕作されていない雑種地でございます。別に問題ないと思われま。以上です。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口) ご質問などありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長 (山口) 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局 (徳淵) 報告第2号、番号1番です。議案は10ページになります。

届出人は宇城市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□△△△△△番△外2筆、地目は畑、合計面積2,270㎡です。申請場所は図面1ページ⑥⑦、詳細は12～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から東の方向、直線距離で約1.9または2.1kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

議長 (山口) ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はありませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口) ご質問などありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これを持ちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしく願いいたします。

(録音終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前9時55分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年7月10日

上天草市農業委員会 会長

山口勝喜

上天草市農業委員会 委員

岩本俊治

上天草市農業委員会 委員

松本光義